

県民又は事業者からの施策に対する苦情の申し出に係る処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県男女共同参画推進条例（平成14年島根県条例第16号。以下「条例」という。）第20条第1項に規定する苦情の申出（以下「申出」という。）の処理に関し必要な事項を定める。

(申出者等)

第2条 申出を行う県民又は事業者（以下「申出者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県民 県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者
- 二 事業者 県内において事業活動を行う者

(苦情)

第3条 苦情は、県（知事部局、教育委員会、公安委員会その他県の機関）が実施する施策に関する内容のものとする。

(窓口)

第4条 申出の窓口は、政策企画局女性活躍推進課とする。なお、女性活躍推進課以外の部署に申出があった場合は、当該部署は女性活躍推進課に連絡を取り、適切に対応するものとする。

(申出の方法)

第5条 申出については、次に掲げる事項を記載した書面、電子メールまたはファックスにより行うものとする。

- 一 申出者の氏名又は名称
- 二 申出者の住所又は所在地並びに電話番号（島根県内に住所を有しない者にあつては、通勤・通学している県内にある会社・学校等の所在地及び名称並びに電話番号）
- 三 苦情に係る県の施策
- 四 苦情の具体的内容
- 五 申出の年月日

(処理の方法)

第6条 窓口の女性活躍推進課が申出を受け付けたときは、速やかに、当該申出に関する施策を担当する課（室）（以下「施策担当課」という。）に送付するものとする。

2 回付を受けた施策担当課は、女性活躍推進課と協議をしながら、申出の処理を行うものとする。

- 3 女性活躍推進課は、速やかに、島根県男女共同参画審議会苦情処理専門部会（以下「専門部会」という。）の意見聴取の手続きをとるものとする。
- 4 女性活躍推進課は、専門部会から調査審議に必要な資料の提出または説明を求められたときは、速やかに、これに対応するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

（回答）

第8条 申出者に対しては、知事名の文書で回答するものとする。

- 2 回答に当たっては、施策担当課が処理案を作成し、女性活躍推進課に合議するものとする。
- 3 回答は、前項の処理案により女性活躍推進課が行い、原則として、女性活躍推進課が申出を受け付けた日から1ヶ月以内に行うものとする。

（報告及び公表）

第9条 申出の処理の状況について、専門部会に報告する。また、直近に開催される男女共同参画推進会議及び男女共同参画審議会に報告するとともに、年次報告として公表するものとする。

附 則

この要綱は平成14年6月1日から施行する。

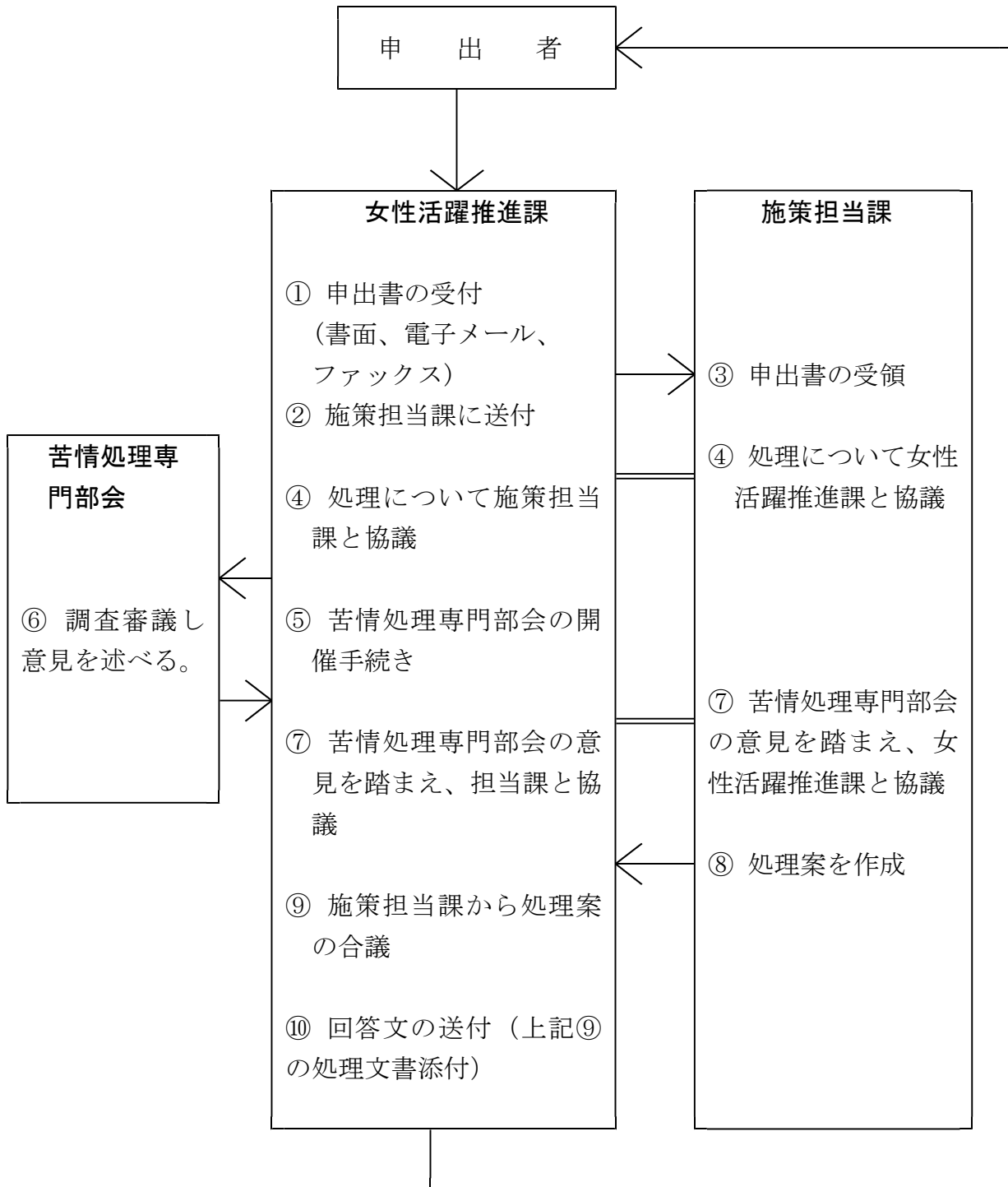
附 則

この要綱は平成15年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

施策に対する男女共同参画についての苦情処理フロー



※ 回答に基づき是正した措置等については、その都度女性活躍推進課へ報告願います。